高精度！圧巻の論文論点的 中実績！

令和７年度 論文試験 ⇔ 2025年向け LEC 答練 模試

★圧巻の論点的中実績の詳細はこちら
LEC弁理士　論文的中 ◀ 検索

LECは、答練・模試において、令和７年度も多数の論文試験問題の論点を的中させました。また、論文試験問題を解く上で参考となる問題も多数出題しています。

★★★ ＝ LECの答練・模試で出題した論点が**本試験で出題された**もの ｜ ★★ ＝ LECの答練・模試で出題した論点が**本試験で一部出題された**もの ｜ ★ ＝ LECの答練・模試で出題した論点に**類似した論点が本試験で出題された**もの、またはLECの答練・模試で出題した論点が**本試験を解く上で参考となった**もの

特許・実用新案

令和７年度論文試験　問題Ⅰ

［特許・実用新案］

【問題Ⅰ】
以下の設問に答えよ。解答は、いずれも法令上の根拠を提示し、その要件に各設問の事実を当てはめて、結論を導き出すこととする。ただし、問題に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。
なお、解答では、特許法を「特」、特許法施行規則を「特施規」、特許登録令を「特登令」、特許登録令施行規則を「特登施規」、実用新案法を「実」、実用新案法施行規則を「実施規」のように省略してよい。

1　出願人甲は、請求項１に「切削刃形状Ｘを有する切削工具」を記載し、請求項２に「ペルトコンベアＹを用いた切削屑の回収方法」を記載した実用新案登録請求の範囲と、考案の名称及び考案の詳細な説明のみを記載した明細書と、考案の概要のみを記載した要約書とを願書に添付して実用新案登録出願Ａをした。請求項１及び請求項２に係る考案における特別な技術的特徴は、それぞれ「切削刃形状Ｘ」及び「ペルトコンベアＹ」であった。
特許庁長官は、出願Ａについて、実用新案に関する法令に規定する要件を満たしていないという理由により、補正をすべきことを命じた。
この場合、出願Ａには、実用新案に関する法令上、どのような要件違反があったと考えられるか、説明せよ。 1 2
なお、解答では、請求項１及び請求項２に係る考案をそれぞれ「考案イ」及び「考案ロ」と表記してよい。

2　パリ条約の同盟国Ｘの国民であり日本国に居所を有する甲は、特許請求の範囲及び明細書に発明イを記載した特許出願Ａを日本国特許庁にした。その後、甲は、請求の範囲に発明イを記載し、明細書に発明イ、ロ、ハを記載した特許出願Ｂを、Ｘ国の特許庁に適式にした。その後、出願Ａについて特許査定がなされ、特許権Ｐの設定の登録がなされた。その後であって出願Ａの出願日から１年以内に、甲は、特許請求の範囲及び明細書に発明イ、ロ、ハを記載した特許出願Ｃを日本国特許庁にした。以上を前提に、以下の各設問に解答せよ。
ただし、各設問はそれぞれ独立しているものとする。

(1) 出願Ｃは、出願Ａに基づく優先権の主張を伴うものであった。この場合、出願Ｃにおける出願Ａに基づく優先権の主張の手続は、どのように扱われるか。 3 4 5

(2) 出願Ｃは、出願Ｂに基づく優先権の主張を伴うものであった。甲は、出願Ｃの特許請求の範囲を発明ロと補正すると同時に、出願Ｃの一部を分割して新たな特許出願Ｄをした。その特許請求の範囲には発明ハが記載されていた。この場合、甲は、出願Ｄに係る発明ハに関して、出願Ｂに基づく優先権の主張の利益を享受することができるか。パリ条約の規定に言及しつつ解答せよ。 6 7

(3) 甲とＺは、特許権Ｐを甲からＺに譲渡する契約を締結したので、特許権の移転に関する手続を行いたいと考えた。この場合、Ｚは、単独で特許権Ｐの移転に関する申請を行うことができるか。手続に必要な様式を参照しつつ解答せよ。

令和７年度論文試験　問題Ⅱ

［特許・実用新案］

【問題Ⅱ】
1　甲は、特許権Ｐの特許権者である。甲は、特許権Ｐにつき、特許請求の範囲全部について、Ｚに専用実施権を設定した。
特許権Ｐ及びＺの専用実施権は有効に存続しているものとする。

中略

以上を前提に、以下の各設問に答えよ。
また、本問題文に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

(1) 丙の請求した無効審判の手続にＺは関与することができるか、特許法上の根拠条文を挙げて説明せよ。 8

(2) Ｚは、無効審判請求における無効理由に対する甲の反論の主張について、適切かつ十分な反論となっているか、その実効性に疑問を持ち、当該無効審判請求の手続において甲の主張とは異なる主張をすることを考えている。Ｚによるその主張は可能か。理由とともに説明せよ。 8

2　甲は、「構成Ａを備える装置α」（以下、装置α）の製造販売を行っていたところ、装置αに構成Ｂを付加することにより、試料中の物質Ｘの検出に使用できることを知見し、「構成Ａと構成Ｂとを備える物質Ｘの検出装置β」（以下、装置β）の発明イを完成させた。その後、甲は、発明イについて、特許出願を行った。

中略

以上を前提に、以下の設問に答えよ。ただし、設問(1)、設問(2)はそれぞれ独立しているものとする。

(1) 甲は、装置βの試作品の貸渡しを行っていたところ、特許権Ｐの存在を知った。甲は特許権Ｐに係る発明ロが、一般販売されていない装置βを構成として含むため、甲自身も発明ロの発明者の一人であり、特許法第 74 条第１項の規定に基づく特許権Ｐの持分の移転を請求したいと考え、弁理士に相談した。
弁理士は、当該請求は認められないだろうと回答した。当該請求が認められない理由を、特許法上の観点から具体的に説明せよ。 9 10 11 12 13

(2) 丙は、物質Ｘを含有する商品Ｚを製造販売する業者である。
特許権Ｐの設定登録後、丙は、装置βの試作品を知り、その試作品を用いれば特性Ｙの評価に使用できるのではないかと考え、甲からその試作品を借り受け、特性Ｙの評価に使用し、合格した商品Ｚを販売している。
この場合、次の問いに答えよ。ただし、抗弁事由については検討しなくてもよい。

(a) Ｚの丙に対する特許権Ｐに基づく差止請求は、どのような場合に認められるか、請求の対象となる行為と併せて、特許法上の根拠条文を挙げて説明せよ。なお、丙は、特許権Ｐについての実施権の許諾を受けていないものとする。 14

(b) (a)の差止請求が認められるとき、Ｚは甲に対し、どのような場合に特許権Ｐに基づく差止請求をすることができるか、特許法上の根拠条文を挙げて説明せよ。 15

★★★ ズバリ的中 Close-up　ＢＢＳ並行輸入事件が的中しました

【特許・実用新案】2025年向け論文（答練／模試）論点的中実績一覧

令和7年度論文試験		LEC2025年向け 論文（上級答練／集中答練／合格答練／実戦答練／直前答練／プレ模試／公開模試）				
設問番号		講座名称	実施回	設問番号	的中度	的中項目
❶	問題Ⅰ設問１	実戦答練	特実第４回	問題Ⅰ設問１(1)	★★	実用新案登録出願の方式要件及び基礎的要件
❷		公開模試	〔後期〕第１回	特実Ⅱ問題１	★★	
❸	問題Ⅰ設問２(1)	集中答練	特実第１回	問題（番号なし）	★	国内優先権主張の要件及び不適法な手続の取扱い
❹		合格答練	特実第５回	問題Ⅰ	★★	
❺		実戦答練	特実第４回	問題Ⅰ設問１(3)	★	
❻	問題Ⅰ設問２(2)	直前答練	〔後期〕特実②	問題Ⅰ設問２	★★	分割出願におけるパリ条約による優先権の主張
❼		公開模試	〔後期〕第１回	特実Ⅰ設問１	★★	
	問題Ⅰ設問２(3)	的中実績なし				特許権の移転
❽	問題Ⅱ設問１(1)	実戦答練	特実第１回	問題Ⅱ設問２	★★★	専用実施権者の無効審判請求への補助参加の可否
	問題Ⅱ設問１(2)	実戦答練	特実第１回	問題Ⅱ設問２	★★★	補助参加人が審判手続において行い得る行為
❾	問題Ⅱ設問２(1)	集中答練	特実第３回	設問（2）	★	特許権の持分の移転請求及び発明者の認定
❿		合格答練	特実第４回	問題Ⅰ	★	
⓫		実戦答練	特実第３回	問題Ⅰ設問１(1)	★	
⓬		プレ模試	第１回	特実Ⅰ設問１	★	
⓭		直前答練	〔後期〕特実②	問題Ⅱ設問２	★	
⓮	問題Ⅱ設問２(2) (a)	公開模試	〔前期〕第１回	特実Ⅱ設問２(2)	★★★	カリクレイン事件
⓯	問題Ⅱ設問２(2) (b)	公開模試	〔前期〕第１回	特実Ⅱ設問２(1)	★★★	直接侵害及び間接侵害

意匠

令和７年度論文試験　問題Ⅰ／問題Ⅱ

［意匠］

【問題Ⅰ】
パリ条約の同盟国Ｘ国の国民である甲は、新規なドローンの意匠イを創作し、令和６年（2024 年）７月 10 日、当該ドローンをＸ国の展示会に出品し、初めて公開した。当該展示会の後、Ｘ国の国民であるＺは、甲の依頼を受けて、ドローン専用の外付け小型カメラの意匠ロを創作し、Ｘ国で製造した当該小型カメラを全て甲に引き渡している。甲は、当該ドローン及び当該外付け小型カメラを組み合わせた小型カメラ付ドローンの意匠ハを創作した。小型カメラ付ドローンの意匠ハはドローンの意匠イと類似しており、また、意匠ハの小型カメラ部分には意匠ロがそっくりそのまま現されている。

中略

(1) 意匠イについて意匠登録を受けるため、甲が出願する際に、公知の意匠との関係で生じる拒絶理由を回避するために留意すべき点について説明せよ。 1 2 3 4 5

(2) 意匠イについて意匠登録を受けた後、さらに意匠ハについて意匠登録を受けるため、甲が出願する際に、公知の意匠との関係で生じる拒絶理由及び意匠イの出願との関係で生じる拒絶理由を回避するために留意すべき点について説明せよ。 6 7 8 9 10 11 12

(3) 令和６年（2024 年）８月１日、Ｚは、意匠ロについて、日本国特許庁に意匠登録出願を行い、意匠登録を受けた。他方、甲は、Ｚの当該出願の日後、意匠ハについて、日本国特許庁に意匠登録出願を行い、意匠登録を受けた。そこで甲は、日本の販売代理店である丙に意匠ハに係る意匠権について通常実施権を許諾した。
丙は、甲がＸ国で販売している意匠ハに係る小型カメラ付ドローンを甲から購入し、日本国内において販売することを計画している。丙は当該小型カメラ付ドローンを輸入・販売することができるか、Ｚの意匠ロに係る意匠権の侵害の成否について触れた上で、説明せよ。 13 14 15 16

【問題Ⅱ】
甲及びＺは、共同開発契約に基づき、共同して自転車Ｐの開発を行っており、甲は自転車のフレームの素材の開発を担当し、Ｚは自転車全体のデザイン開発を担当していた。なお、甲は自転車Ｐのデザイン開発には関与していなかった。当該契約においては、意匠登録を受ける権利は、その意匠の創作者に帰属する旨が合意されていた。しかし、両者は、当該契約を解消することとなり、以降は別々に自転車Ｐの開発を進めた。その後、甲は、自転車Ｐの全体の形状に係る意匠イについて意匠登録出願を行い、意匠登録を受けた。

中略

(1) Ｚは、意匠イと類似する意匠ロを独自に創作し、甲による意匠イに係る意匠登録出願の日前に、日本国内において、丙に意匠ロの自転車の製造を委託していた。そこで、甲は、Ｚに対し、当該自転車の製造行為が甲の意匠イに係る意匠権を侵害しているとして、差止請求訴訟を提起した。
Ｚは、当該訴訟においてどのような主張をすることができるか。「意匠イが甲Ｚ間の共同開発契約の解消前にＺから甲に開示されていた場合」（「場合Ａ」という。）と、「同契約の期間中にはＺによる自転車Ｐのデザインが完成に至らず、契約解消後に甲によって意匠イが独自に創作されていた場合」（「場合Ｂ」という。）とに分けて説明せよ。
なお、意匠イは、甲による意匠登録出願の時点では公知になっておらず、また、意匠ロより先に創作されている。 17 18 19

(2) 意匠イは、甲Ｚ間の共同開発契約の解消前にＺから甲に開示されていた。
甲は、共同開発契約の解消後に、意匠イを本意匠とする関連意匠として、自転車の意匠ハについて意匠登録を受けた。
他方、Ｚは、意匠イの意匠権者として、第三者であるＴとの間で意匠イの実施に関するライセンス契約を締結したいと考えている。
意匠ハの意匠登録について無効理由がある場合に、Ｚは当該ライセンス契約を締結することができるか。Ｚが検討すべき対応を説明せよ。 20 21 22

【意匠】LEC2025年向け論文直前答練〔前期〕意匠 問題Ⅱ設問2

【問題Ⅱ】
日本に在住するパリ条約の同盟国イギリスの国民である甲及びＺは、小型モーターＡに係る意匠イを共同で独自に創作した。甲及びＺは、2024 年５月１日に、意匠イについて、イギリスにおいて適式に意匠登録出願Ｘをした。その後、甲及びＺは、2024 年６月１日に、意匠登録出願Ｘを優先権の主張の基礎とする有効なパリ条約による優先権を主張して、意匠イについて、日本において適式に意匠登録出願Ｙをした。
その後、甲及びＺは、出願Ｘ及び出願Ｙについて、2025 年３月３日に、それぞれ意匠権を取得した（日本における意匠権を意匠権Ｐ１とする）。なお、甲及びＺは、意匠法第 42 条第１項の規定による第一年分の登録料の納付と同時に、意匠権Ｐ１の設定の登録の日から３年間、意匠のイを秘密にすることを請求している。
以上の事実を前提として、以下の設問に答えよ。ただし、各設問はそれぞれ独立しているものとする。

中略

2．Ｚは、イギリスにおいて、登録意匠イに係る小型モーターＡを製造し、丙に販売した。また、甲及びＺは、当該小型モーターＡについて販売先ないし使用地域から日本を除外する旨の間で合意した。
しかし、丙は、当該小型モーターＡを日本に輸入して、意匠イに係る小型モーターＡを搭載した電気掃除機Ｃを製造し、販売している。

中略

この場合において、甲及びＺは、丙が小型モーターＡを輸入する行為及び電気掃除機Ｃを製造販売する行為に対して、意匠権Ｐ１に基づいて差止めを求めることができるか、留意すべき事項があれば触れつつ説明せよ。
なお、2025 年６月 29 日を基準とする。

★★★ ズバリ的中 Close-up

【意匠】2025年向け論文（答練／模試）論点的中実績一覧

令和7年度論文試験		LEC2025年向け 論文（上級答練／集中答練／合格答練／実戦答練／直前答練／プレ模試／公開模試）				
設問番号		講座名称	実施回	設問番号	的中度	的中項目
❶	問題Ⅰ設問（1）	上級答練	意匠第１回	問題Ⅱ	★★★	新規性喪失の例外
❷		実戦答練	意匠第２回	問題Ⅱ設問１	★★★	
❸		直前答練	〔前期〕意匠	問題Ⅱ設問１	★★★	
❹		実戦答練	意匠第２回	問題Ⅱ設問１	★★★	パリ優先権の主張
❺		実戦答練	意匠第４回	問題Ⅱ設問１	★★	
❻	問題Ⅰ設問（2）	上級答練	意匠第１回	問題Ⅱ	★★★	関連意匠制度の利用
❼		合格答練	意匠第１回	問題Ⅰ設問１	★★★	
❽		実戦答練	意匠第２回	問題Ⅱ設問２	★★★	
❾		プレ模試	第１回	問題１設問（2）	★★	
❿		プレ模試	第２回	問題Ⅱ設問１	★★	
⓫		直前答練	〔前期〕意匠	問題Ⅰ設問１	★★★	
⓬		直前答練	〔後期〕意匠	問題Ⅰ設問２	★★★	
⓭	問題Ⅰ設問（3）	集中答練	意匠第２回	問題Ⅱ設問（2）	★★	利用関係
⓮		合格答練	意匠第３回	問題Ⅱ設問２	★	
⓯		公開模試	〔前期〕第１回	問題Ⅱ設問（2）	★★★	
⓰		直前答練	〔前期〕意匠	問題Ⅱ設問２	★★★	ＢＢＳ並行輸入事件
⓱	問題Ⅱ設問（1）	実戦答練	意匠第３回	問題Ⅰ設問１	★	無効の抗弁、無効理由
⓲		直前答練	〔後期〕意匠	問題Ⅱ	★★★	先使用権の抗弁
⓳		公開模試	〔前期〕第２回	問題Ⅱ	★	
⓴	問題Ⅱ設問（2）	実戦答練	意匠第３回	問題Ⅰ設問１	★★★	意匠権の移転請求
㉑		プレ模試	第１回	問題Ⅰ設問（2）	★★★	意匠権の誤受
㉒		公開模試	〔前期〕第１回	問題Ⅰ設問２(2)	★★★	

商標

令和７年度論文試験　問題Ⅰ／問題Ⅱ

［商標］

【問題Ⅰ】
商標権の消滅原因に関し、以下の設問に答えよ。

中略

1　登録しなければ商標権の消滅の効力が生じない商標権の消滅原因について、説明せよ。 1

2　上記１以外の商標権の消滅原因について、説明せよ。 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

【問題Ⅱ】
マドリッド協定議定書の締約国であるＸ国の法人である甲は、世界的に有名な化粧品メーカーであり、Ｘ国における指定商品「化粧品、香料」に係る商標イについての商標登録を基礎とし、同議定書第３条 (4) に基づく国際登録を 2020 年 12 月 23 日に受け、その際、

中略

1　甲は、商標イが付された化粧品をＸ国で製造し、日本国に輸入して販売していた。日本国の輸入業者であるＺは、当該化粧品の日本国での価格が高価であることから、安価で輸入して販売できないかと考え調査したところ、丙が、Ｙ国で、甲から化粧品についての商標イの使用許諾を受けて化粧品を製造し、安価で販売していることを知るに至った。そこで、Ｚは、丙から商標イを付した化粧品を購入することとし、当該化粧品のＹ国から日本国への輸入を開始した。

中略

(1) 丙が甲との商標イに係る使用許諾契約に従ってＹ国で当該化粧品の製造及び販売をしていた場合

(2) 丙が、甲の同意を得ずに、甲との商標イに係る使用許諾契約の製造国制限条項及び下請制限条項に違反して、人件費の安いＺ国で下請業者に製造させた当該化粧品をＹ国で販売していた場合 12

2　商標イは甲の化粧品を表示するものとして世界的に有名となっていたが、Ｚが調べたところ、甲の商標イに係る国際登録の基礎となるＸ国における商標登録が指定商品「香

中略

Ｚの商標登録出願に係る商標が商標登録を受けることができるかについて、考えられる拒絶理由を挙げた上で述べよ。
なお、商標イは甲の化粧品を表示するものとして現在まで世界的に有名である。また、「化粧品」と「香料」は互いに類似しない商品とする。 13 14 15 16 17 18

★★★ ズバリ的中 Close-up　フレッドペリー事件が的中しました

【商標】LEC2025年向け論文プレ模試 第2回 商標問題Ⅱ設問2

【問題Ⅱ】
イギリスの法人甲は、指定商品「ワイシャツ，ポロシャツ」に係る商標イについて、イギリス、シンガポール及び日本で商標登録を受けている。また、甲がイギリス国内で販売したことにより、指定商品「ワイシャツ，ポロシャツ」に係る商標イは、イギリスで著名となっている。

中略

2．上記設問１の手続により、丙の商標権は消滅した。

中略

本件ワイシャツは、Ｔが甲と締結した商標イのライセンス契約における製造地及び下請による製造を制限する条項に違反して製造されているものである。
この場合において、最高裁判決で示された並行輸入が商標権侵害としての違法性を欠くとされる場合の要件を述べた上で、Ｚは、丙に対して、本件ワイシャツの輸入及び販売行為を止めることができるか説明せよ。

★★★ ズバリ的中 Close-up

【商標】2025年向け論文（答練／模試）論点的中実績一覧

令和7年度論文試験		LEC2025年向け 論文（上級答練／集中答練／合格答練／実戦答練／直前答練／プレ模試／公開模試）				
設問番号		講座名称	実施回	設問番号	的中度	的中項目
❶	問題Ⅰ設問１	実戦答練	特実第４回	問題Ⅱ設問４	★	登録しなければ商標権の消滅の効力が生じない商標権の消滅原因
❷	問題Ⅰ設問２	集中答練	商標第２回	問題Ⅱ設問２	★	取消審決の確定（54条１項・51条）
❸		公開模試	前期１回	商標問題Ⅱ設問２	★	
❹		公開模試	後期１回	商標問題Ⅱ設問２	★	
❺		直前答練	〔前期〕商標	問題Ⅱ設問（2）	★	取消審決の確定（54条１項・52条の２）
❻		公開模試	前期１回	商標問題Ⅱ設問２	★	
❼		合格答練	商標第２回	問題Ⅱ設問２	★	取消審決の確定（54条１項・53条）
❽		集中答練	商標第２回	問題Ⅱ設問２	★	取消審決の確定（54条２項・50条）
❾		実戦答練	商標第２回	問題Ⅱ設問２	★	
❿		合格答練	商標第３回	問題Ⅱ設問２	★	無効審決の確定
⓫		合格答練	商標第３回	問題Ⅱ設問２	★	異議申立てによる取消決定の確定
⓬	問題Ⅱ設問１(1) (2)	プレ模試	第２回	商標問題Ⅱ設問２	★★★	フレッドペリー事件
⓭	問題Ⅱ設問２	実戦答練	商標第４回	問題Ⅱ設問３	★★★	セントラルアタック後の再出願
⓮		上級答練	商標第１回	設問１	★★★	４条１項11号の拒絶理由
⓯		集中答練	商標第２回	問題Ⅱ設問１	★★★	
⓰		合格答練	商標第３回	問題Ⅱ設問１	★★★	
⓱		実戦答練	商標第３回	設問２	★★	
⓲		プレ模試	第１回	商標設問（1）	★★★	